

今年度の空き家対策の取り組みについて（報告）

本市では、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づき、平成 29 年 3 月に富山市空家等対策計画を策定しました。

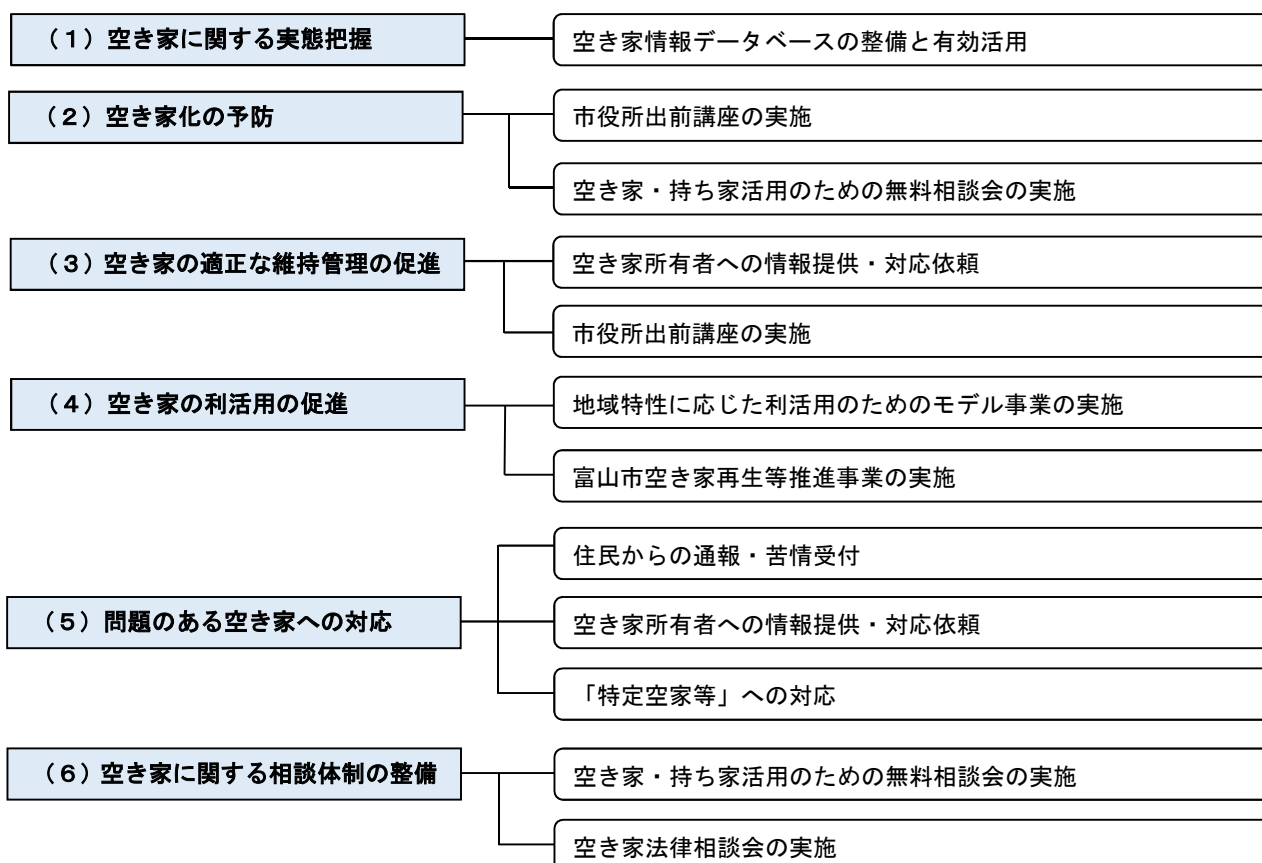
富山市空家等対策計画では、以下の基本目標や 6 つの基本方針を定め、空き家対策施策に取り組んでいます。本市の平成 30 年度の空き家対策の具体的な取り組みについて報告します。

《空家等対策計画の基本目標》

多様な主体と連携した取り組みによる、安全・安心で魅力ある住環境の実現

《基本方針》

《平成 30 年度の取り組み内容》



(1) 空き家の実態把握に関する取り組み

本市では、これまでに富山市空き家基礎調査（平成 27 年度）や富山市所有者意向調査（平成 28 年度）を実施し、市内の空き家に関する実態把握に努めてきました。

平成 27 年度の富山市空き家基礎調査では、5,736 件の空き家と思われる家屋を把握しました。その後、住民からの情報提供などにより新たに空き家であると分かったものを加え、平成 31 年 1 月末時点では、5,903 件の空き家と思われる家屋を把握しデータベース化しています。

空き家は売却や賃貸、解体などにより常に流動しているものであることから、本市の空き家の現状を正確に把握するため、定期的に市全域の調査を実施する予定です。

(2) 空き家化の予防に関する取り組み

①市役所出前講座の実施

本市では、平成 29 年度から市役所出前講座に空き家対策についてのメニューを追加しました。平成 30 年度には 4 町内会から申し込みがあり（平成 31 年 1 月末時点）、出前講座を実施しました。参加した住民の方からは、「所有者不明の空き家へ取り組みを進めて欲しい」とのご意見や「町内としてどのように取り組めば良いか」とのご質問をいただき、空き家への問題意識や関心の高さがうかがえました。



公民館での出前講座



地区センターでの出前講座

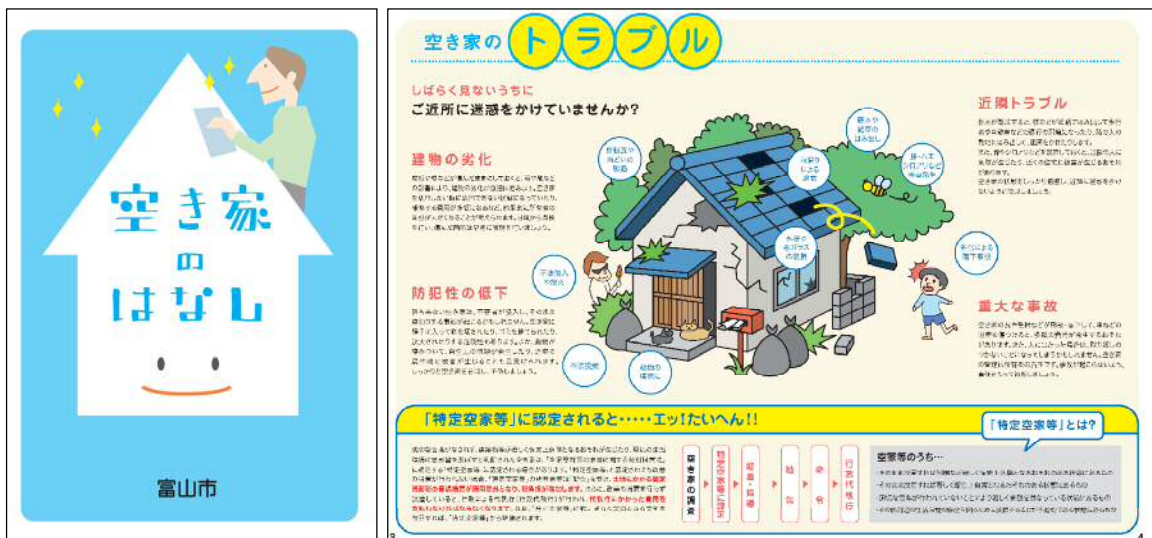
②空き家・持ち家活用のための無料相談会の実施

空き家の所有者や将来空き家になる可能性のある持ち家の所有者を対象とした無料相談会を実施しました。（詳細は、5 ページの「(6) 空き家に関する相談体制の整備」に後述します。）

(3) 空き家の適正な維持管理の促進に関する取り組み

本市では、平成30年3月に空き家所有者に向けた意識啓発パンフレット「空き家のはなし」を作成しました。パンフレットには、空き家の相続登記の呼びかけや空き家を放置することで生じるトラブルの例、空き家の管理・活用方法、相談窓口の連絡先などを掲載しています。

パンフレットは、空き家所有者への郵送のほか、各種セミナーや出前講座、空き家対策を進めている関係団体などへ配布しており、空き家所有者の管理意識の醸成や、広く市民への空き家問題に関する意識啓発を行っています。



パンフレット「空き家のはなし」

(4) 空き家の利活用の促進に関する取組み

① 地域特性に応じた利活用のためのモデル事業の実施

「歴史・伝統的な町並み」、「曳山」、「おわら風の盆」などの地域資源が豊富な八尾地域において、空き家を地域滞在体験施設に改修整備する空き家利活用のモデル事業を進めています。

平成30年度は、活用物件選定のための公募や基本設計などを行っています。

②富山市空き家再生等推進事業の実施（平成 30 年度新規事業）

平成 30 年 7 月から、地域の活性化や地域課題の解決のための空き家の改修工事や除却工事について、費用を一部補助する「富山市空き家再生等推進事業」を実施しています。

事業を開始して以来、空き家の所有者などから事業要件に関する相談を多数受けており、平成 30 年度は、空き家の改修工事が 1 件、除却工事が 1 件、計 2 件の補助金申請がありました。

平成 30 年度 補助金申請物件（平成 31 年 1 月末時点）

工事種別	活用用途	補助金額
除却工事	地域の多目的（住民交流、防災、祭りなどの）広場	160 万円
改修工事	子育て支援施設	500 万円（予定）



除却工事前

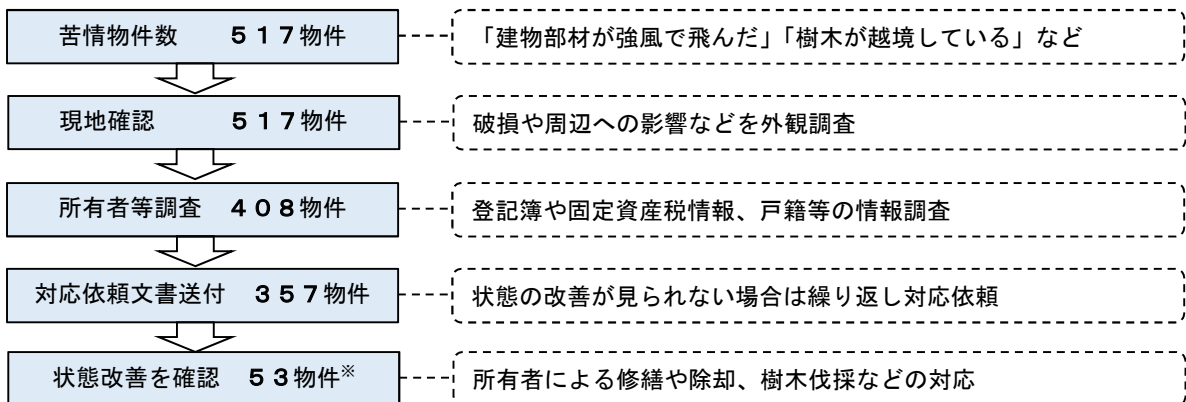


除却工事後

（5）問題のある空き家への対応に関する取組み

①住民からの通報・苦情受付、空き家所有者への情報提供・対応依頼

本市には、近隣住民などから空き家に関する相談や苦情が数多く寄せられており、その所有者等に対して対応依頼のための文書送付を行っています。空き家対策の担当部署が発足した平成 28 年 4 月から平成 31 年 1 月末時点までの対応状況は下図のとおりです。



※所有者等から対応したと連絡があった件数

市に苦情があった空き家への対応状況（平成 28 年 4 月～平成 31 年 1 月末）

②「特定空家等」への対応

平成 31 年 1 月末時点の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づく措置等の実績については、以下のとおりです。

措置等の実績（平成 31 年 1 月末時点）

条項	措置等の内容	物件数
法 9 条 2 項	立入調査	4 件
法 14 条 1 項	助言・指導	1 件

また、平成 30 年度内には、周辺への悪影響や危険等の切迫性が著しく大きい 1 件の特定空家等について、略式代執行による除却を予定しています。

（6）空き家に関する相談体制の整備

本市では、官民連携による効果的な空き家対策を進めるため、富山市空き家対策官民連絡会議を組織しており、富山市及び関係団体による意見交換を行い協働事業などを実施しています。

①空き家・持ち家活用のための無料相談会の実施

富山市空き家対策官民連絡会議の関係団体である富山県中古住宅流通促進協議会との協働事業として、空き家の所有者や将来空き家になる可能性のある持ち家所有者を対象とした無料相談会を実施しました。



平成 30 年度は呉羽地区、四方地区、山室地区、豊田地区、清水町地区の 5 地区で実施しました。



②空き家法律相談会の実施

富山市空き家対策官民連絡会議の関係団体である富山県弁護士会との協働事業として、空き家に関する法的な問題を抱える方を対象とした無料の空き家法律相談会を予定しています。（平成 31 年 2 月 26 日、総曲輪レガートスクエアで実施予定。）